

## 再生可能エネルギーの最大限導入に向けた 固定価格買取制度の運用見直し

資源エネルギー庁は、複数の一般電気事業者が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という）に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対し、回答を保留している状況に鑑み、パブリックコメントの実施を経て、2015年1月22日付けで施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を公布した。同省令は、同月26日付けで施行された（但し、省令の一部及び関連告示は同年2月15日に施行される）。

本ニュースレターでは、当該省令及び関連告示による改正の概要を説明する。

### 1. 現行制度の概要と運用見直しの経緯

電気事業者は、経済産業大臣の認定を受けた発電設備（以下、「認定発電設備」という）を用いて太陽光、風力、火力、地熱及びバイオマス等により発電された電気（以下、「再生可能エネルギー電気」という）を供給しようとする者から供給の申込があった場合、原則として、電気の供給・買取に関する契約（以下、「特定契約」という）を締結し、経済産業省により予め定められた価格（以下、「調達価格」という）以上の価格で、予め定められた期間（以下、「調達期間」という）の範囲内において、再生可能エネルギー電気を買取り取る義務を負っている。

また、発電事業者が、電気事業者に再生可能エネルギー電気を供給するためには、認定発電設備が送配電網に接続される必要があるため、発電事業者が認定発電設備と電気事業者が有する送配電網との接続を求めた場合には、電気事業者は、原則として、発電事業者と接続するための契約（以下、「接続契約」という）を締結することとされている（固定価格買取制度の概要については、当事務所の2012年6月28日付ニュースレター「再生エネルギーの固定買取制度の概要と電力供給契約の留意事項」もご参照下さい）。

電力は、供給過剰でも需要過剰でも停電の発生等安定供給に支障をきたす可能性があるため、常に需要と供給を一致させる必要がある。そのため、各電力会社においては、供給過剰の場合には、火力発電の発電量を抑制する等の方法で供給量を減少させるが、それでも供給過剰の状態を解消できない場合には、発電事業者に対して再生可能エネルギー電気の発電量を抑えるよう指示し、発電事業者は係る指示に従うという対応を行う必要がある（以下、このような対応を「出力制御」という）。電気事業者が出力制御の指示を行うことが認められない場合、停電等の事態を避けるため、最も需要が少ない状況を基準として、当該電気事業者の再生可能エネルギー電気の接続可能量を定める必要があり、結果として出力制御を行う場合と比較して接続可能量が少なくなる。

改正前においては、このような出力制御と接続可能量の関係性に加え、発電事業者の予測可能性、高価格の再生可能エネルギー電気の使用量を拡大することによる国民負担とのバランスを考慮し、出力500kW以上の太陽光及び風力の認定発電設備については、発電事業者が電気事

業者の指示に従い年間30日まで無補償で出力制御を行う条項を接続契約に設けることが認められていた。

しかし、資源エネルギー庁内に設置されたワーキンググループによる検証によって、改正前の出力制御を前提としても、多くの電力会社において認定発電設備の出力量が接続可能量を上回る状況であることが確認された。

このような状況に鑑み、電力事業者における接続可能量の増大及び再生エネルギー電気の供給量の拡大に伴って電気料金に対する国民負担が増加することを抑制し、再生エネルギー発電事業の健全かつ円滑な実施を図る等の観点から、以下のような省令の改正及び告示が行われた（なお、以下の解説に加え、末尾に添付の「別紙（改正概要一覧）」をご参照下さい。）。

## 2. 出力制御対象及び接続に関する規制の見直しの概要

### (1) 出力制御の対象の見直し（2015年1月26日施行<sup>1</sup>）

電気事業者が、供給過剰の状態を解消する等必要に応じて出力制御できる対象は500kW以上の大規模な太陽光又は風力の認定発電設備に限定されていたが、今回の改正で500kW未満の太陽光又は風力の認定発電設備もその対象に含まれた。これは、柔軟な出力制御を認め、電気事業者の供給過剰への対応力を増やすことで、接続可能量の増加を目的とした措置である。

なお、太陽光発電に対する出力制御に関しては、10kW以上の認定発電設備に関する出力制御を先行的に行うこととされ、10kW未満の認定発電設備に関する優先的取扱いがされている。また、余剰売電を前提としている10kW未満の認定発電設備については、自家消費分を超えて発電される余剰分を出力制御の対象とする方向で引き続き検討が行われている。

### (2) 出力制御の時的単位の変更（2015年1月26日施行<sup>1</sup>）

出力制御の対象の拡大に加えて、出力制御の方法を柔軟にし、接続可能量を増加させる措置も取られた。

具体的には、電気事業者は、ある認定発電設備に関する出力制御を1日単位で行わなければならないが、また、無補償で出力制御をできる上限日数は年間30日までとされていたが、今回の改正により、電気事業者は、出力制御を1時間単位で行うことが可能となり、また、無補償で出力制御をできる上限も太陽光発電については年間360時間まで、風力発電については720時間までとされた。

### (3) 新規制の実施を確保する施策（遠隔出力制御システムの導入義務等）（2015年1月26日施行<sup>1</sup>）

改正によって、電気事業者が1時間単位で出力制御を行うことを認めたが、発電事業者の利益を確保するためにも出力制御が適正に行われることを確保する必要がある。

そのため、改正後のルールに従った出力制御が適正に行われることを確保するために、発電事業者に対して必要な装置（太陽光発電設備についての遠隔制御用システム等）を導入することを義務づけた。

---

<sup>1</sup> 施行前に接続申込が行われていた場合には、従前の制度が適用される。なお、一般的な施行時期は左記の通りであるが、接続が行われる電気事業者（各電力会社）及び発電出力の規模に応じて、適用がないものや、施行時期が異なる場合がある。

#### (4) 指定電気事業者の追加（2015年1月26日施行<sup>1</sup>）

法定の上限を超えた出力制御を行わなければ認定発電設備からの再生可能エネルギー電気の供給を受け続けることができなくなる見込みがあると経済産業大臣に指定された電気事業者（以下、「指定電気事業者」という）については、発電事業者と法定の上限を超えた出力制御を行うことを条件として接続契約を締結することが認められた。これまでは、北海道電力のみが指定電気事業者とされていたが、今回の改正に合わせて、2014年12月22日に北海道電力に加え、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力が追加された。

なお、上述(1)と同様に、2015年1月26日の施行後は、指定電気事業者による出力制御の対象が500kW未満の太陽光発電及び風力発電にも拡大され、また、10kW未満の太陽光に関する認定発電設備の優先的取扱いも行われる。

また、再生可能エネルギー電気の発電事業者の採算性確保を可能とするためには出力制御の可能性を事前に認識しておくことが有益であるため、指定電気事業者に対して出力制御の見込みを年に1回程度公表することを義務づけた。

### 3. 固定価格買取制度の運用見直し

固定価格買取制度では、電気事業者は調達価格以上での再生可能エネルギー電気の買取義務を課せられている。一方で、電気事業者は、他の電源よりも割高な調達価格で再生可能エネルギー電気の買取義務を負う賦課をエンドユーザーである電気使用者に転嫁させる仕組みになっているため、調達価格の設定が高すぎないように配慮する必要がある。

今回の運用見直しは、太陽光発電の設備コストが低下傾向にあることに鑑みて、調達価格の適正化を行うことによって、過剰な国民負担を防ぎつつ、再生可能エネルギー電気の普及拡大を目指すことを主要な目的としたものである。

#### (1) 太陽光発電に適用される調達価格の適正化

##### ① 調達価格の決定時期の変更（2015年4月1日以降に接続申込から適用予定<sup>2</sup>）

現行の制度では、調達価格の決定時期は「接続申込時」とされているが、可能な限り設備等に掛かるコスト等が確定した時点で調達価格を決定することを目的として、調達価格の決定時期が、「接続契約時」に変更される。

但し、再生可能エネルギー電気の発電事業を行うことを検討する者に対して調達価格についての予見可能性を与える必要があるため、電気事業者側の事情により接続申込から270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明書があれば、当該期間が経過した時点（接続申込の翌日から270日後の日）で調達価格を決定することとした。電気事業者側の事情の具体例としては、接続工事の設計に当たり工事規模が広範囲に及ぶこと、地権者との交渉が必要になること又は道路占有や停電調整が必要になることが挙げられている。

##### ② 運転開始前の「発電出力の増加」又は太陽電池の「基本仕様の変更」を行う場合の調達価格の見直し（2015年2月15日以降の変更認定申請から適用）

<sup>2</sup> 現行規制が適用されるためには改正前に電気事業者の所管部署に申込が到達している必要がある点には留意が必要である。

調達価格は、発電事業者の適正な利益を確保するために、認定発電設備の仕様・コスト構造等を考慮して決定されている。当該コスト構造等を調達価格により反映させるため、発電事業者は、特定契約・接続契約の締結後運転開始前に発電出力（太陽電池1枚当たりではなく発電設備全体の発電出力）の増加又は基本仕様の変更（太陽電池のメーカー若しくは種類の変更、又は変換効率の低下）が生じた場合には、許可申請を行わなければならない。なお、基本仕様の変更については、太陽電池の変換効率の低下は理由に関わらず調達価格の見直し理由とされている一方で、パワーコンディショナの仕様変更はそれだけでは調達価格は変更されない点に留意が必要である。

但し、電力会社の接続検討の結果、発電出力が増加した場合又は太陽電池の基本仕様の変更が設備のメーカーによる製造中止等、発電事業者の責めに帰さない事由による場合には、例外的に調達価格の変更は行われぬ。また、10kW未満の太陽光発電設備（増加後も10kW未満の発電設備である場合に限る）に関しても、当該発電設備が主として一般消費者の家庭用に設置される小規模設備であって件数の膨大さ・変更が生じる可能性の蓋然性が低いことを考慮して、発電出力の増加又は基本仕様の変更が生じても調達価格の変更を行わないこととされている。

③運転開始後の「発電出力の増加」を行う場合の調達価格の見直し（2015年4月1日以降の申請から適用予定）

発電事業者は、認定発電設備の運転開始後に発電設備を増設したことにより「発電出力の増加」が生じた場合には、増設部分を新規設備として認定の申請を経済産業省に行わなければならない。増設部分が別の発電設備として認定された場合、当該増設部分については当該増設部分に関する認定時点の調達価格が適用されることとなる。また、発電事業者が、当該増設部分について、新規認定に代えて、発電出力の変更の認定を申請する場合には、既存の認定発電設備を含めた発電設備全体について変更時の調達価格が適用されることとなる。

但し、10kW未満の太陽光発電設備の出力増加（増加後も10kW未満の発電設備である場合に限る）については、上記②と同様の理由により調達価格を変更しないこととされている。

なお、運転開始後に発電出力が減少した場合にも調達価格の変更を行わないこととされている点には留意が必要である。

(2) 接続枠の「空押し」の防止（2015年1月26日以降の接続申込から適用）

改正前の規定では、発電事業者は、正式な接続契約又は工事費負担金の入金前に、接続枠の確保が可能であったため、実際には事業が開始していないのに接続枠だけが確保されるという接続枠の「空押し」となる案件が発生していた。

そこで、当該状況を解消するために、まず、発電事業者が接続枠を確保できる時点が接続契約時点とした。また、発電事業者が①工事費負担金を接続契約締結後1ヶ月以内に支払わない場合又は②運転開始予定日までに運転を開始しない場合に、電気事業者が当該接続契約を解除することができる旨規定することに同意しない場合には、電気事業者が接続契約の締結を拒否することを認めた。

(3) 立地の円滑化（可能な限り速やかに実施）

太陽光の発電設備等は大規模な設備であるため、立地をめぐってトラブルが発生することもあった。そのため、トラブルの発生を未然に防止することを目的として、発電設備

の認定申請を行う者は、認定時に、立地確保や発電設備等の設置に必要とされる関係法令の  
手続状況について情報を提供することが必要になった。また、経済産業省は、申請者か  
ら提供された手続状況に関する情報を個々の案件の詳細情報と共に、発電設備等の設置が  
予定される場所が所属する地方自治体に提供することとされている。

#### 4. おわりに

2012年4月1日の再エネ特措法施行から約3年が経過したが、発送電分離・電力小売の完全自  
由化等の電力システム改革が継続的に検討されていること等電力業界を取り巻く環境は変化  
し続けている。また、経済産業省は、再生可能エネルギー電気事業の拡大を目的として、例え  
ば、現在、電気事業者間で電力を融通する地域間連系線の利用ルールの見直しを行うことによ  
る全国的な再生可能エネルギー電気の受入の導入、それに伴う電気事業者間の精算ルールの導  
入等の検討を行っていることも公表されている。

そのため、今回の改正及び告示の概要を把握することはもちろん、継続的に今後の改正の可  
能性、審理状況を確認し続けることが重要である。

以上

項目	改正前	改正後	適用時期
<b>1. 出力制御関連</b>			
①出力制御対象の見直し	出力制御の対象は、500kW以上の太陽光又は風力の認定発電設備に限定	全認定発電設備が対象（太陽光に関しては10kW未満の認定発電設備に関する優遇措置有）	2015年1月26日施行 （同日以前に接続申込が行われていた場合、改正前の規則を適用）
②出力制御の時間的単位の見直し	出力制御の単位：1日	出力制御の単位：1時間	
	無補償での出力制御の上限：30日まで無償	無補償での出力制御の上限： 太陽光について年間360時間 風力について年間720時間	
③新規制の実施を確保する施策（遠隔出力制御システムの導入義務等の導入義務等）	規定なし	発電事業者に対して、出力制御等を実施するために必要な装置（遠隔制御用システム等）の導入義務	
④指定電気事業者の追加	北海道電力のみが指定電気事業者	北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力が指定電気事業者	2015年1月26日施行
<b>2. 固定価格買取制度関連（調達価格に関する見直し）</b>			
①調達価格の決定時期	接続申込受付日	接続契約時（電気事業者側の事情により接続申込から270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明書がある場合、接続申込の翌日から270日後の日	2015年4月1日以降の接続申込から適用予定
②運転開始前の「発電出力の増加」又は太陽電池の「基本仕様の変更」を行う場合の調達価格の見直し	10kW以上かつ±20%以上の太陽電池モジュールの出力変更時には変更時の調達価格が適用	運転開始前に発電出力の増加又は基本仕様の変更が生じた場合には、変更時点の調達価格が適用。但し、発電事業者の責めに帰さない事由による場合、調達価格の変更は行われぬ。また、10kW未満の太陽光発電設備（増加後も10kW未満の発電設備である場合に限る）についても調達価格の変更は行われぬ。	2015年2月15日以降の変更認定申請から適用
③運転開始後の「発電出力の増加」を行う場合の調達価格の見直し	設備の増設部分については、既存設備に関する調達価格及び調達期間を適用	設備の増設部分を既存設備とは別の認定発電設備とし、当該部分については新たな設備としての認定時点の調達価格を適用。但し、発電事業者が、当該増設部分について新規認定に代えて、発電出力の変更の認定を申請する場合、既存の認定発電設備を含めた設備全体	2015年4月1日以降の申請から適用予定

		<p>について変更時の調達価格を適用。</p> <p>10kW 未満の太陽光発電設備（増加後も 10kW 未満の発電設備である場合に限る）については調達価格の変更は行われたい。</p>	
<b>3. 固定価格買取制度関連（制度の適正化）</b>			
①接続枠の「空押さえ」の防止	規定なし	<p>電気事業者は、以下の場合に接続契約を解除する旨の規定を入れることが可能</p> <p>①発電事業者が接続契約の締結に当たり工事費負担金を接続契約締結後 1ヶ月以内に支払わない場合</p> <p>②発電事業者が運転開始予定日までに運転を開始しない場合</p>	2015年1月26日以降の接続申込から適用
②立地の円滑化	規定なし	<p>発電設備の認定申請を行う者に対して認定時に関係法令の状況について情報提供を義務づけ、同提供情報を地方自治体に提供する。</p>	可能な限り速やかに実施

※ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の執筆弁護士までご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

© Anderson Mori & Tomotsune 2015

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
〒107-0023  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

弁護士 池永朝昭  
電話： 03-6888-1070  
Eメール： [tomoaki.ikenaga@amt-law.com](mailto:tomoaki.ikenaga@amt-law.com)

弁護士 小林英治  
電話： 03-6888-1096  
Eメール： [ei-ji.kobayashi@amt-law.com](mailto:ei-ji.kobayashi@amt-law.com)

弁護士 西杉英将  
電話： 03-6888-5881  
Eメール： [hidemasa.nishisugi@amt-law.com](mailto:hidemasa.nishisugi@amt-law.com)